

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第24号

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（平成18年総社市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略 <u>(級別職務分類)</u> <u>第2条の2 給与条例第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1の2に定める級別職務分類表（以下「級別職務分類表」という。）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑，困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p> <p>別表第1 略</p> <p><u>別表第1の2（第2条の2関係）級別職務分類表</u> (別紙のとおり)</p> <p>別表第2（第3条関係） 初任給基準表 (1) 一般職員</p>	<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2（第3条関係） 初任給基準表 (1) 一般職員</p>

改正後			改正前		
略 (2) 保育・教育職員			略 (2) 教育職員		
職 種	学歴免許等の資格	号給 (初任給)	職 種	学歴免許等の資格	号給 (初任給)
教諭, 保育教諭, 保育士, 講師, 養 護教諭, 助教諭	略		教諭, 講師, 養護教 諭, 助教諭	略	
別表第3 (第8条関係) 昇格時号給対応表 イ 行政職給料表昇格時号給対応表 略 ロ 保育職・教育職給料表昇格時号給対応表			別表第3 (第8条関係) 昇格時号給対応表 イ 行政職給料表昇格時号給対応表 略 ロ 教育職給料表昇格時号給対応表		
略			略		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1の2（第2条の2関係）級別職務分類表

（1）行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の分類
1級	主事，社会福祉士，技師，保健師，作業療法士，理学療法士，看護師，栄養士，消防士，司書又は学芸員の職務
2級	知識又は経験を必要とする主事，社会福祉士，技師，保健師，作業療法士，理学療法士，看護師，栄養士，消防士，司書又は学芸員の職務
3級	その他出先機関の次長の職務
4級	その他出先機関の長の職務 高度の知識経験に基づき困難な業務を行うその他出先機関の次長の職務
5級	斎場の場長の職務
	総社下水処理場の次長の職務
	消防署の主幹又は消防署出張所の副所長の職務
	委員会等の次長の職務
	教育委員会事務局の指導主幹又は社会教育主幹
6級	図書館の次長の職務
	総社下水処理場の場長の職務
	消防署の署長代理，副署長又は消防署出張所の所長の職務
	課長代理又は室長代理の職務
7級	学校給食共同調理場の所長の職務
	総括参事の職務
8級	参与又は検査参与の職務
備考	
1 この表において「その他出先機関」とは，山手出張所，清音出張所，北出張所，西出張所，昭和出張所，上林会館，常盤集会所，働く婦人の家，サンワーク総社，まちかど郷土館，一般廃棄物最終処分場，総合文化センター，中央公民館，東公民館，西公民館，昭和公民館，山手公民館，清音公民館をいう。	
2 この表において「消防署出張所」とは，消防署西出張所，消防署昭和出張所をいう。	
3 この表において「委員会等」とは，選挙管理委員会事務局，監査事務局，農業委員会事務局をいう。	

（2）保育職・教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の分類
2級	教育委員会事務局の指導主幹の職務
3級	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う教育委員会事務局の指導主幹の職務